

水俣市合併処理浄化槽設置整備事業

既製底板コンクリート【プレキャストコンクリート底板（PC板）】の使用について

令和2年4月1日

工事施工において、既製底板コンクリート（PC板）を使用する場合は、当該工事に携わる浄化槽設備士の責任において、以下の内容を遵守したうえで施工すること。

1. 申請関係

次の書類を『水俣市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）』と併せて提出すること。

- （1）別紙『既製底板コンクリート（PC板）使用承諾書』
- （2）設置浄化槽の現場条件をクリアする構造計算書及び製品図面
- （3）製品に関する所定の強度・構造等を証明する書類

2. 施工方法

- （1）基礎工事は、栗石又は碎石地業後、**から練りモルタルを前後左右に50mm程度及び厚み30mm以上で敷均し**、沈下又は変形が生じない適正な施工を行うこと。
- （2）工事基準は、従来通り国土交通省令、環境省令に定めるとおりとすること。

3. 中間検査

- （1）製造番号等の確認
- （2）既製底板コンクリート（PC板）の全体の寸法、板厚の確認
- （3）設置後に水平が取れていることの確認

4. 施工管理

- （1）上記3の中間検査写真
- （2）既製底板コンクリート（PC板）据付状況写真

※ 留意事項

製品の仕様に従って適正に施工をしてください。特に、地下水が発生したときに使用できない場合がありますので、ご注意ください。